

耐震診断・耐震改修マーク表示制度運営要領

平成 20 年 11 月 18 日 制定

平成 21 年 2 月 24 日 改定

株式会社東京建築検査機構

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要領は、財団法人日本建築防災協会・国土交通大臣指定耐震改修支援センターと既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会が定めた耐震診断・耐震改修マーク表示制度要綱（以下「制度要綱」という。）第 21 条の規定に基づき、株式会社東京建築検査機構（以下「当社」という）が耐震診断・耐震改修マーク表示制度を運用するにあたり必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において特に定義しているものの他は、制度要綱第 3 条に規定する用語の定義による。

第 2 章 プレート交付申請者に対するプレートの交付

(プレート交付の対象建築物)

第 3 条 プレート交付の対象建築物は下記とする。

- (1) 当社の(株)東京建築検査機構耐震判定委員会において耐震診断の判定を取得し、当該建築物の耐震性が耐震改修促進法の耐震基準に適合する判定を受けた建築物
- (2) 当社において、建築基準法第 6 条第 1 項の規定による建築確認を受けて耐震改修工事を実施し、同法第 7 条第 5 項の規定による検査済証の交付を受けた建築物
- (3) 当社の(株)東京建築検査機構耐震判定委員会が行う既存建築物の耐震改修計画の判定を取得し、当該建築物の耐震改修計画における耐震性が耐震改修促進法の耐震基準に適合する判定を受け、耐震改修工事が適切に実施された建築物

(プレート交付の申請者)

第 4 条 プレート交付の申請者は、第 3 条に規定する建築物の所有者又は管理者とする。

(プレート交付申請)

第 5 条 申請者は、プレート交付申請書（第 1 号様式）に次の書類を添付して当社にプレ

ート交付を申請することができる。

- (1) 第 3 条(1)に該当する建築物 (株)東京建築検査機構耐震判定委員会が発行した当該建築物の耐震診断結果に係る評定書の写し
- (2) 第 3 条(2)に該当する建築物 当社による当該建築物の検査済証の写し
- (3) 第 3 条(3)に該当する建築物 (株)東京建築検査機構耐震判定委員会が発行した当該建築物の耐震改修計画に係る評定書の写し及び適切な工事が実施されたことを確認できる書類

(交付審査)

第 6 条 当社は、前条の申請を受理した場合には、申請書に不備等がないことを確認の上、プレート交付決定書(第 2 号様式)を申請者に交付する。

- 2 前条(3)の場合においては、当該判定書に基づき耐震改修工事が実施されたことを確認する書類として、プレート交付申請者は建築物の耐震改修工事報告書(第 1 号添付様式)をプレート交付申請書に添付して本会に申請するものとする。

(プレートの交付)

第 7 条 当社は、プレート交付決定書とともに、申請者にプレートを交付する。

(プレートに記載する事項)

第 8 条 プレートに記載する事項は次の事項とする。

- (1) 建築物名称
- (2) 所在地
- (3) 交付番号 プレート交付年の西暦の下 2 桁 - 建築物の所在する都道府県番号 - プレート交付の通し番号
- (4) 交付年月日
- (5) 交付者 株式会社東京建築検査機構

(手数料)

第 9 条 申請者は、プレートの交付にあたっては、当社が別に定める手数料を支払うものとする。

(公表)

第 10 条 プレートの交付を受けた建築物は、申請者の同意を得た上で、当社のホームページ等に公表するものとする。

- 2 公表する事項は、申請者の同意を得た次の事項とする。

- (1) 建築物名称
- (2) 建築物の所在地
- (3) 建築物の用途
- (4) 建築物の所有者（法人にあつては、名称）
- (5) プレート交付年月日
- (6) 交付番号

第3章 プレート交付者の登録及びプレートの申込

（耐震改修支援センターへプレート交付者としての登録）

第11条 当社は、耐震改修支援センターに対し、プレート交付者としての登録を行うものとする。

（耐震改修支援センターへのプレート提供の申込）

第12条 当社は、耐震改修支援センターにプレートの提供を申し込むものとする。

第4章 その他

（耐震診断・耐震改修マークの普及）

第13条 当社は、本制度の普及促進に努めるとともに、耐震診断・耐震改修マークについても印刷物に記載する等普及に努めるものとする。

（その他）

第14条 この運営要領に定めるもののほか、耐震診断・耐震改修マーク表示制度の運営事務に関し必要な事項は、代表取締役が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年11月18日から施行する。

この要領は、平成21年2月24日から施行する。